

専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）

（設置）

第1条 町田市は、町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）第17条1項の規定に基づき、町田市バイオエネルギーセンター専門委員会（以下「専門委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門委員会は、次の各号について評価、検討しその結果を町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という）に報告する。

- （1）施設の稼働に伴う地域住民の健康被害等の防止に関する事
- （2）施設の稼働状況に関する重大な事項の対応に関する事

2 専門委員会は、必要に応じ、町田市バイオエネルギーセンターに対し、前項の各号について提言を行うものとする。

（組織）

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）協議会会長
- （3）その他、専門委員会が認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 専門委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員より選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年間とする。但し、3条（2）で選任された委員についてはその役職での任期と同じとする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞

き、または説明を求めることができる。

3 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(開催)

第7条 専門委員会は、協定書第17条第2項に基づき、次の各号が発生または発生する恐れがある場合に開催する。

- (1) 施設の稼働に伴う地域住民の健康被害等
- (2) 施設の稼働状況に関する重大な事項

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、施設所管部署において処理する。

(有効期間)

第9条

本要領の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要領は、2022年〇月〇日から施行する。